

序章 （仮称）せたがや平和資料館事業方針の提言にあたって

区は昭和60年8月15日に、国の内外に向けて平和都市宣言を行った。区は、平和都市宣言の主旨に基づき、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるための様々な事業を展開しており、その一環として、平成7年8月に区立玉川小学校内に「せたがや平和資料室」を開設した。今般、平和事業の充実、玉川小学校児童数増加への対応、利用者の利便性に配慮した運営をを目的として、平和資料室を平和関連のモニュメントが集積されている区立世田谷公園内に移転し、「（仮称）せたがや平和資料館」として開設することとなった。区では、施設の開設に向け、区民、学識経験者の方々による「（仮称）せたがや平和資料館事業方針検討委員会」を設置し、館の役割や施設運営のあり方等を検討いただき、最終報告としての提言をいただいた。この事業方針（素案）は、検討委員会の提言を受け、区としての（仮称）せたがや平和資料館の施設運営の方向性を明らかにすることを目的としてとりまとめたものである。

第1章 世田谷区における平和の取組み

- 1. 平和都市宣言
2. せたがや平和資料室
3. 平和モニュメント
4. 平和首長会議
5. 平和映画祭
6. 広報活動
7. 区民による平和活動支援
8. ピースセミナー

第2章 （仮称）せたがや平和資料館について

- 1. 開設の経緯
2. 施設整備概要
(1) 所在地 区立世田谷公園内（池尻1-5-27）
(2) 構造・面積 鉄骨造平屋建て、延床面積：約370㎡
(3) 各室概要
・展示室：平和収蔵品展示（約116㎡）
・事務室、倉庫：約53㎡
・多目的室①：平和映画上映や語り部等イベントの実施可能な視聴覚機能を有する（約66㎡ 54席想定）。
・多目的室②：映像コンテンツや書籍閲覧機能を有する（約24㎡）。
・トイレ、廊下等：約111㎡

第3章 （仮称）せたがや平和資料館が果たすべき役割

- 1. 基本的な考え方
・せたがや平和資料室の機能の移転、継承
・公園に設置され、幅広い区民・利用者が訪れる施設となることを踏まえた新たな機能の実現
2. 果たすべき役割
世田谷区の地域特性・地域資源等を踏まえ、戦争の悲惨さと平和の尊さについて理解を深め、区民・利用者等に恒久平和の実現に向けた意識を醸成する
3. 運営目標（右図参照）
視点1 過去を知り、感じ、考える
戦争に関する資料の収集・保存、展示を行う
視点2 現在を理解する
世界で様々な紛争が続いている状況を踏まえ、恒久平和の実現に向けた取組みについて資料の収集・保存、展示を行う
視点3 未来を展望する
戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する

第4章 （仮称）せたがや平和資料館に求められる機能

- 1. 機能1 戦争に関する資料の収集・展示
<事業（案）>
(1) 常設展【継続】
(2) 特別展【継続】
(3) 地域巡回展【継続】
(4) 中学校巡回展【継続】
(5) 視聴覚ライブラリーの運営【継続】
2. 機能2 恒久平和の実現に向けた取組みについての資料の収集・展示
<事業（案）>
(1) 常設展【継続・拡充】
(2) 特別展【継続・拡充】
(3) 地域巡回展【継続・拡充】
(4) 中学校巡回展【継続・拡充】
(5) 視聴覚ライブラリーの運営【継続・拡充】
3. 機能3 戦争の悲惨さや平和の尊さを知ることを通じて、区民、地域の交流を促進し、恒久平和の実現に向けた意識を醸成する
<事業（案）>
(1) 戦争体験者による語り部活動【新規】
(2) 戦争体験の記録、保存【新規】
(3) 学校・教育委員会と連携した事業【継続・拡充】
(4) 平和映画祭【新規】
(5) 子どもたちの作品の展示 【新規】
(6) サロンコンサート【新規】
(7) 簡易な飲食物・みやげ品の提供【新規】
(8) 教育機関との連携【新規】
(9) 区民利用 【新規】
(10) ワークショップ【新規】

第5章 （仮称）せたがや平和資料館の運営のあり方

- 1. 専門的な人材を活用する
2. 区の公共施設としての活用を図る
3. 区民参加のしくみを整備する
4. 情報発信を強化する
5. 運営体制

（仮称）せたがや平和資料館運営目標イメージ図

